

平成24年6月19日（火曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（14名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	7番	星喜美男君
8番	菅原辰雄君	9番	小山幸七君
10番	大瀧りう子君	11番	及川均君
12番	鈴木春光君	14番	三浦清人君
15番	西條栄福君	16番	後藤清喜君

欠席議員（1名）

6番 山内孝樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事 務 局 長

高 橋 一 清 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

次 長 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

佐 藤 孝 志

主 事

加 藤 優 美 子

議事日程 第1号

平成24年6月19日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第6回定例会でございます。

台風4号が今北上中でございます。特に地盤沈下しておりますので、今後台風の情報をよくキャッチいたしまして、冠水等の台風情報を把握して、ひとつ地区のほうにお願いしたいと思っております。的確な情報を町民に流していただきたいと思っております。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しておりますので、これより平成24年第6回南三陸町議会定例会を開会いたします。

欠席議員、6番山内孝樹君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において9番小山幸七君、10番大瀧りう子君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から6月25日までの7日間とし、うち休会を23日、24日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月25日までの7日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付

したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、陳情2件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、大瀧りう子君、高橋兼次君、千葉伸孝君、菅原辰雄君、山内昇一君、以上5名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

○事務局長（阿部敏克君） それでは、議会資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年6月19日

南三陸町議会議長 後藤清喜 殿

総務常任委員長 鈴木春光

平成24年第3回定例会において議決された閉会中の所管事務調査を行った結果を、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査を行った日 平成24年5月29日（火）
2. 調査の場所 長崎県南島原市
3. 調査の事件 震災復興の取り組みについて
4. 調査の目的 昨年3月に発生した東北地方太平洋沖地震と津波は、多くの尊い命を奪うとともに、壊滅的な被害をもたらしました。

あの悲惨な惨事から1年が経過し、これまで被災町民の生活支援と地域の復旧・復興を進めてきたところですが、いまだに多くの被災者は町内外にある応急仮設住宅の生活を余儀なくされています。

よって、当委員会では災害による教訓を生かし、安全で安心なまちづくりを調査し、一日も早い復旧・復興の取り組みについて検討するものであります。

5. 調査事項 (1) 災害の発生と被害状況について
(2) 災害復興計画について

(3) 復旧・復興計画に関する取り組みについて

6. 調査の概要につきましては記載のとおりであります。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 結びについて、委員長から補足説明をいたしたいと思います。

詳細についてはここに明示しているとおりでございますけれども、一応読ませていただきたいと思います。

当町における東日本大震災の大津波からの復旧・復興は、東北の4県に及ぶ壊滅的実情の中で、多くの問題を含み、再建には長期化が予想されると感じております。さらに、防災集団移転に関しては多額の政府からの復興交付金の財源が求められ、被災した多くの自治体の配分バランスもあり、順調な移転とはなっていないと思われまます。今後進む測量や造成、被災地のかさ上げ等も、建設機械、建設資材の高騰、建設業者の確保に苦慮するとも考えられるわけでございます。現在の被災状況により、仮設の入居も長引き、入居者の生活支援に対しましても対策を講ずる必要があると思ひます。

地域復興の取り組みとしては、直接被災した郷土の土地や海の基幹産業である農業、漁業の再建は欠かせないことであります。災害に負けない新しい生産基盤をつくるのが最も大切かなと思ひます。

また、観光においても災害を積極的に活用し、被災からの力強い復興の姿及び大規模な防災の町を国民に見てもらうことは、郷土の観光復興面でも我が国の防災対策上も十分に意義があると思ひております。よって、南三陸海岸、志津川湾の自然などの眺望も取り入れた観光施設を早期に整備する必要があります。また、災害のすさまじさを後世に継承するためにも、南三陸町震災復興祈念公園などの建設で、亡くなられた方々への鎮魂の気持ちを伝え、津波被害の保存などで観光化を推進することも町の復興につながります。

再建への急務な課題は、住みなれたふるさとや財産を失った被災者の生活再建と、今後発生が予想される宮城県沖地震津波による人的、物的被害の防止にあり、大津波襲来の瓦れきの町から生まれ変わった「新防災都市南三陸町」をつくり上げることを望むものであるというふうには、文章的にはここに掲載したとおりでございます。従来ですとここまで事務局をして朗読説明をしてもらうわけでございますけれども、補足説明ということで、今回行政視察をした中で考えられたことを申し述べてみたいと思ひます。

震災復興の取り組みについてということで、南島原市深江町に行政視察に行ったわけでご

ざいます。そこで聞き取り、被災現場等を調査したものでございますけれども、今回8市町が合併した中で、藤原市長、梶原議長、下田総務課長、そして随行した職員が10名ほどおりましたけれども、市長さんを初めとして対応してもらったということは、私15年間所管してきた中で記憶にとどめておきたい、そういう対応ぶりだったことに対して、改めて感謝を申し上げなければならないと思っております。

そういう中で、今回はどういうことを復興に考えたかという、被災町民との近急くといえますか、復旧・復興の合意を早目早目にやったと。さらには、新しい産業への取り組みということで、職の確保の基盤整備を行ったと。そして、先ほども結びで申し上げましたけれども、観光産業を考えるときに災害の形跡といいますかその現場保存、そういったものを生かして観光産業の基盤形成をしたと。そして、それを年次ごとに計画を立ててやったんですけれども、復興基金として被災地にお見舞いをいただいたものを逐次復興計画に基づいて生かしてきたというようなことが感じ取られたわけでございます。つまり、南三陸町が被害をこうむった地震、津波と、噴火ということで被害形態は全く違うわけなんですけれども、そういう中にあってもその復興の目安といいますか、そういったものが一番は被災町民との合意が取られたということが言えると思います。今後の事業推進に生かしてもらえることを期待いたしまして、私の報告といたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

○事務局長（阿部敏克君） それでは、9ページをお開きいただきたいと思っております。

平成24年6月19日

南三陸町議会議長 後藤清喜 殿

産業建設常任委員長 山内孝樹

平成24年第3回定例会において議決された閉会中の所管事務調査を行った結果を、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査を行った日 平成24年5月23日（水）

2. 調査の場所 福岡県宗像市 道の駅「むなかた」

3. 調査の事件 産業振興について

4. 調査の目的 東日本大震災により、当町の基幹産業である農林水産業や商工業は、漁港施設の倒壊、養殖施設、家屋の流出、農地の浸水など、生活基盤のすべてを失うという甚大な被害を受けました。現在、被災者に対する生活支援や一日も早い復旧・復興を図るため、昨年12月、南三陸町災害復興計画を策定し、計画的な取り組みを進めているところである。

しかしながら、災害発生から1年が経過した中、人口の流出も増加傾向となっており、産業の再生、雇用の創出は早期に取り組まなければならない重要な課題となっている。

よって、当委員会は活力ある産業振興策、雇用の創出に向けた取り組みを調査し、産業再生への方向性や新たな雇用対策を検討するものである。

5. 調査事項 道の駅を活用したまちづくりについて

6. 調査の概要につきましては記載のとおりであります。

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 委員長が欠席でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

調査の目的等につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。また、概要につきましては記載のとおりでありますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

結びを朗読いたしまして、報告とさせていただきます。

東日本大震災から1年3カ月が経過した。あの未曾有の被害から復旧・復興に向け、少しずつではあるが歩み始めている。まずは生活の再建、そして産業振興と雇用確保による地域経済の安定が求められている。

また、震災には多くの支援を運んできた三陸縦貫自動車道が命の道として大きく見直され、整備が加速している。本町は北に人口約7万人の気仙沼市、南には県内2番目で約15万人の石巻市との中間に位置し、内陸は8万人の登米市と7万人の栗原市の一部が1時間圏内に入っている。国道45号と国道398号の復旧と三陸縦貫自動車道の延伸を見据えながら、道の駅が持つ3つの機能、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信

機能、道の駅を核として地域の市町同士が連携する地域の連携機能をあわせ持つ施設を活用した新たな産業振興の拠点として、地域の再生と経済の活性化が図られるよう検討を望むものであります。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

○事務局長（阿部敏克君） 12ページをお開き願います。

平成24年 6月19日

南三陸町議会議長 後 藤 清 喜 殿

民生教育常任委員長 菅 原 辰 雄

平成24年第3回定例会において議決された閉会中の所管事務調査を行った結果を、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査を行った日 平成24年5月30日（水）
2. 調査の場所 京都府京丹後市
3. 調査の事件 環境行政について
4. 調査の目的 昨年の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故は、放射能の放出、それによる風評被害等、日本の原子力依存の一層の見直しが必要とされ、新たなエネルギーへの代用が叫ばれている。

本町では、震災による津波被害が甚大であり、町は壊滅状態となった。これから復興に向けて原子力発電になるべく依存しない人と自然の共生するまちづくりを目指すため、公共施設や民間施設への環境技術の普及や環境に配慮した再生可能エネルギーを利活用し、安定的に供給することで、CO₂の削減に寄与することが重要である。

よって、当委員会は環境に配慮したまちづくりに必要な新エネルギーへの今後の取り組みについて具体的に検討するものである。

5. 調 査 項 目 再生可能・自然エネルギーの活用について

(1) 太陽光発電

(2) 小風力発電

(3) バイオガス発電

6. 調査の概要については記載のとおりであります。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） ただいま事務局をして朗読したとおりでございます。調査事項、目的、場所等はそうでありますけれども、最後の結びを私のほうから朗読させていただきます。

結び。

京都議定書の誕生の地である京都府及び京丹後市で実践されている「京都エコエネルギープロジェクト」の取り組みと実態を記したが、総体的には公共施設中心の設置であり、民間への普及は環境意識の高い一部にとどまっており、研究実践の域を脱していないのが現状である。

我が国はエネルギー資源に乏しく、またこれまで大きく依存してきた原子力から後退せざるを得ない状況の中で、環境と共生する持続可能な社会を実現していくためには、風力や太陽光など環境への負荷が少ないクリーンで再生可能な自然エネルギーの普及は、これまで以上に取り組んでいかなければならない。しかしながら、風力発電や太陽光発電は気象条件によって発電量が不安定になるなどの課題があり、本格的な普及を図るためには需要に応じて安定的に電力を供給するシステムの構築が必要となる。

エネルギー問題は一地方自治体での取り組みは非常に難しいが、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、大きく苦しみを味わった当町にとっては、新エネルギーの調査、研究は重要な課題である。特にこれから新たなまちづくりがなされていく中で、当然コスト計算が必要となる。年々普及度合いが高まり、非常時に有用な太陽光発電の公共施設への導入と蓄電池の設置及び民間への普及、啓蒙等の検討、さらには震災後の循環型社会の構築のため、食品廃棄物や生ごみ等を新エネルギー（バイオマス発電）や肥料に再資源化し、活用するために具体的に取り組むことを望むものである。

以上でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で民生教育常任委員会

所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

○事務局長（阿部敏克君） 16ページをお開き願います。

平成24年 3月27日

南三陸町議会議長 後 藤 清 喜 殿

議会運営委員長 及 川 均

平成24年第3回定例会において議決された閉会中の所掌事務調査を行った結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 調査を行った日 平成24年3月26日（月）
2. 調査の場所 栗原市議会
3. 調査の事件 議会の運営に関する事項
4. 調査の概要については記載のとおりであります。

次に、17ページをお開き願います。

平成24年 5月25日

南三陸町議会議長 後 藤 清 喜 殿

議会運営委員長 及 川 均

平成24年第3回定例会において議決された閉会中の所掌事務調査を行った結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 調査を行った日 平成24年5月25日（金）
2. 調査の場所 役場庁舎会議室
3. 調査の事件 議会の運営に関する事項
4. 調査の概要については記載のとおりであります。

18ページをお開き願います。

平成24年 6月15日

南三陸町議会議長 後 藤 清 喜 殿

議会運営委員長 及 川 均

平成24年第3回定例会において議決された閉会中の所掌事務調査を行った結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 調査を行った日 平成24年6月15日（金）
2. 調査の場所 役場庁舎会議室
3. 調査の事件 議会の運営に関する事項
4. 調査の概要については記載のとおりであります。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。11番及川 均君。
○11番（及川 均君） ただいま事務局をして報告のとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

○事務局長（阿部敏克君） 19ページをお開き願います。

平成24年6月19日

南三陸町議会議長 後 藤 清 喜 殿

議会広報に関する特別委員長 大 瀧 りう子

平成24年第3回定例会において議決された閉会中の継続調査を行った結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 調査を行った日 平成24年4月5日（木）、4月13日（金）、4月20日（金）
4月26日（金）、5月25日（金）
2. 調査の場所 役場庁舎会議室
3. 調査の事件 議会広報及び広聴に関する調査
4. 調査の目的 臨時会の議案審議、定例会の一般質問及び議案審議の状況を、議会だよりを通じて住民に周知するものである。

5. 調査の結果 3月定例会の審議状況等を、議会だよりナンバー25で住民に周知した。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ただいま事務局が朗読したとおりでございます。3月定例会の審査状況などを議会だよりナンバー25で住民に周知したところでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

○事務局長（阿部敏克君） 20ページをお開き願います。

平成24年4月16日

南三陸町議会議長 後藤清喜 殿

東日本大震災対策特別委員長 西條栄福

平成24年第3回定例会において議決された閉会中の継続調査を行った結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 調査を行った日 平成24年4月16日（月）
2. 調査の場所 役場庁舎会議室
3. 調査の事件 東日本大震災に関する対策
4. 調査項目については記載のとおりであります。

21ページをお開き願います。

平成24年4月27日

南三陸町議会議長 後藤清喜 殿

東日本大震災対策特別委員長 西條栄福

平成24年第3回定例会において議決された閉会中の継続調査を行った結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 調査を行った日 平成24年4月27日（金）
2. 調査の場所 役場庁舎会議室
3. 調査の事件 東日本大震災に関する対策
4. 調査項目については記載のとおりであります。

22ページをお開き願います。

平成24年6月1日

南三陸町議会議長 後藤清喜 殿

東日本大震災対策特別委員長 西條栄福

平成24年第3回定例会において議決された閉会中の継続調査を行った結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 調査を行った日 平成24年6月1日（金）
2. 調査の場所 復興庁宮城復興局気仙沼支所（役場庁舎会議室で対応）
3. 調査の事件 東日本大震災に関する対策
4. 調査項目については記載のとおりであります。

23ページをお開き願います。

平成24年6月7日

南三陸町議会議長 後藤清喜 殿

東日本大震災対策特別委員長 西條栄福

平成24年第3回定例会において議決された閉会中の継続調査を行った結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 調査を行った日 平成24年6月6日（水）、7日（木）
2. 調査の場所 復興庁、国土交通省など（東京都、仙台市）
3. 調査の事件 東日本大震災に関する対策
4. 調査項目については記載のとおりであります。

以上であります。

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番西條栄福君。

○15番（西條栄福君） ただいまの事務局の報告のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成24年第6回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第5回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告申し上げます。

初めに、復興交付金についてご報告させていただきます。

東日本大震災復興交付金の第2回目の申請につきましては、本年3月末までに申請書類を作成し、4月4日、宮城県を通じて国に申請を行っており、先月25日、復興大臣からその交付可能額が通知されております。今回の本町の申請に対しては、ほぼ申請額どおりの額が配分されております。その配分額は、町が事業主体となる21の事業に対し6億1,624万4,000円、県が事業主体となる1事業に対し808万円、合計6億2,432万4,000円であります。このうち、町が事業主体となって実施する事業の予算につきましては、先般開催されました第5回町議会臨時会において補正予算案として上程され、原案のとおりご決定をいただいているところであります。

さらに今回は、復興を効果的に促進する事業の財源にされたいとの趣旨から、これまでに基幹事業として申請した事業費の総額の20%に相当する額6億7,427万8,000円の8割に当たる5億3,942万2,000円が合わせて一括配分されております。今後はこの一括配分された交付金を有効に活用し、復興事業のスピードを加速してまいりたいと考えております。なお、現在、今月下旬を期限とする第3回目となる交付金の申請に向け、事務作業を行っている状況であります。

次に、被災者支援用情報表示端末機、フォトパネルの配布についてご報告させていただきます。

震災発生以降、町外に避難されている方々のもとに行政情報や被災者支援情報等を十分にお届けできていなかったことから、先月25日、町外の仮設住宅等にお住まいの方々に対し、よ

り細やかに行政情報等を伝達する手段としてフォトパネルを配布いたしております。これまでにフォトパネルの利用を希望する旨の申し込みがあった町外の仮設住宅及び町外のみなし仮設住宅等に対し、493台を配布いたしております。現在、その試験運用を行っております。当面は町内で開催される各種行事のお知らせや、防災行政無線でお伝えしている行政情報、さらには町のホームページや広報紙に載せた情報を、このフォトパネルを活用して町外にお住まいの方々にお伝えすることといたしております。なお、今後につきましては運用方法の確立を図ってまいりますとともに、いまだ利用の申し込みをなされていない町外にお住まいの方々に対し、その周知を図ってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時34分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は25分といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。

ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番大瀧りう子君。質問件名、1、災害公営住宅に町独自の支援を。2、太陽光発電システムに助成を。以上2件について、一問一答方式による大瀧りう子君の登壇発言を許します。10番大瀧りう子君。

〔10番 大瀧りう子君 登壇〕

○10番（大瀧りう子君） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

初めに、「災害公営住宅に町独自の支援を」ということでもあります。

東日本大震災から1年3カ月、被災された町民の多くの皆さんは、狭い仮設住宅の中で一刻も早く安定した住宅に住みたいと望んでいます。しかしながら、希望どおりの住まいに入れるのだろうか、また町から示された公営住宅の家賃では高過ぎて入れないなどと不安の声が聞かれます。

6月4日には女川町では生活再建に向けての町独自の支援策を示されましたし、石巻市でも災害公営住宅設計のガイドライン、東松島市でも環境未来都市事業など、近隣の市町村での独自の支援計画が示されています。本町においても町独自の支援が示されるべきと考えます。

次の点を伺うものであります。

1. 集落ごとの高台移転地に公営住宅建設の考えは。
2. 公営住宅の居住面積を広くする考えは。
3. 家賃の軽減措置の考え方は。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告1番大瀧りう子議員の1件目のご質問、「災害公営住宅に町独自の支援を」についてお答えをさせていただきたいと思えます。

町では、安全・安心な快適な住まいづくりを目指しまして、計画的に災害公営住宅を供給するため、本年3月26日に南三陸町災害公営住宅整備計画を策定したところであります。

まず第1点目のご質問、集落ごとの高台移転地での公営住宅建設についてであります。整備計画では小学校区ごとに整備することを基本としておりまして、現在志津川、伊里前、名足、戸倉、入谷、それぞれの小学校区ごとでの整備を計画いたしております。また、1団地の規模は共用施設の維持管理を考慮し、おおむね20戸以上といたしてございます。

仮に集落ごとの高台移転地に災害公営住宅を建設するとした場合、自治会活動を維持していく観点からも、防災集団移転促進事業による住宅の建設戸数とのバランスも考慮する必要があります。また、高台で建設用地を確保しようとする、多くの時間を要するという現状もございます。このような理由から、集落内で災害公営住宅の入居希望が20世帯程度であり、かつ防災集団移転促進事業での移転世帯が相当数見込まれ、用地確保のめどが立っている場合に限り、旧小学校区単位または集落ごとの高台移転地の災害公営住宅の整備を検討さ

せていただきたいと思います。

次に第2点目のご質問、公営住宅の居住面積についてお答えをさせていただきますが、現在世帯人数に応じた4つの住戸タイプを想定しております。例えば単身者の方には35平方メートル程度の1Kタイプに、2人または3人世帯の場合は55平方メートル程度の2DKタイプに入居していただくということで想定いたしております。しかし、この点につきましては個別相談会等で被災者の方々からさまざまなご意見をいただいておりますので、それらを踏まえ、間取りや面積について再検討をいたしてまいります。ただし、住戸面積を広くしますとその分家賃も高くなりますので、住戸面積は余り広げ過ぎず、暮らしやすい住戸プランを検討してまいりたいと考えてございます。

次に第3点目のご質問、家賃の軽減措置についてお答えをさせていただきますが、現在町では災害公営住宅1,000戸の整備予定をしております。この整備には約227億円の事業費、つまり財源が必要と見込んでおります。しかし、災害公営住宅整備の財源についてはそのすべてが国庫負担というわけではなくて、総事業費の8分の1、約29億円を町が負担し、家賃収入により償還をしていくというふうになっております。したがって、一定の家賃収入を確保していくことが必要となります。

また、公営住宅の家賃については政令月収、住戸規模、世帯構成等により公営住宅法施行令に基づいて算定することは議員もご承知のことと思います。お尋ねいただきました家賃の軽減措置についてであります。まず政令月収が8万円以下の世帯の方々に対しては、国の東日本大震災特別家賃低減事業を活用した家賃の軽減が図られることになっております。例えば政令月収8万円以下の世帯の方が約55平方メートルの2DKタイプに入居した場合、本来家賃2万1,000円が政令月収の状況によりまして月7,000円から2万円程度となる見込みであります。さらに、町といたしましては政令月収8万円以上の方についても独自の軽減措置を実施することとなっております。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 町長は少し早口で、もうちょっとゆっくり、もうメモする暇もありませんでしたので、本当にもうちょっとゆっくり言ってくださればいいかなと。（「わかりました」の声あり）確かにそのとおりでございます。ワッパクではいけませんということでした。

長年住みなれた地域での人々とのつながりを大切にすると、学区ごとにとという答弁でありました。地域コミュニティーを保つという観点からも、町民の要望にこたえるところが大切で

はないかと、私はそう思っております。志津川地区でいいますと、災害公営住宅の建設予定地は東地区と中央地区の2カ所が示されております。これを見た町民からは、もっと細やかに、自分たちが一緒に地域の人たちと暮らしたいと、そういう要望が出されております。

今の町長の答弁ですと、20戸以上、そして防災移転計画の中で示されればいいという話ですが、これは公営住宅の戸数制限、そういうものが具体的に国から示されているのかどうかということを1つ。

それからもう1つは、アンケートをとっていると思うんですが、そのアンケートの結果、町民はどのようなふうに望んでいるのか、その辺を具体的に結果を知らせていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、災害公営住宅20戸ということになれば、集落ごとにでもそういった災害公営住宅の建設ということについては柔軟に考えていきたいと思っております。ただ、先ほど言いましたように防災集団移転促進事業で相当の戸数もないと、それもやっぱり必要だと認識いたしておりますので、その辺はこれからいろいろ検討を重ねながら進めていきたいと思っております。なお、詳細につきまして、アンケート等含めまして担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず最初に戸数の制限という部分についてですが、先ほど町長が答弁したとおり、特に国のほうで制約を設けているということはありません。ただ、例えば3階建てのエレベーター付きの公営住宅を建てた場合、共益といえますか電気料であるとかそういったものを住宅の皆さんが担うという観点からすれば、20戸程度が望ましいだろうという考え方を計画の中では示してございます。

それと、アンケート調査の状況でございますけれども、12月に住まいに関するアンケート調査を実施しております。その中では、具体的な災害公営住宅の中身という部分についてはまだ触れてはございません。今、第3回目の交付金に申請を予定しておりますが、配当計画という中でどの地区にこういった住宅を持っていくかという計画づくり、核となる部分を今後進めていきますけれども、その中で住宅の希望者の世帯構成であるとか希望とか、そういったこまめな質問をして計画の中で反映していきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、まだ具体的にはどこに何戸建設するかというようなこ

とまではなっていないと解釈してよろしいですか。大ざっぱには、先ほど私が申しましたように志津川地区でいいますと中央地区と東地区の2カ所だと、あと戸倉は決まっていると、そういう話を住民の人たちが受けていますので、それ以外にないのかという質問でありました。今のお話ですと20戸以上、そして防災集団移転とも絡み合いながら、その可能性もあると、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

それからアンケートなんですが、やっぱりこれはもっときめ細かにアンケートをとる必要があるのではないかと私は思います。本当に迷っている人たちが随分いるんですよ。公営住宅に入ろうか、それとも一戸建てにしようか、そういう点でかなりの人たちがまだ迷っている段階ですので、公営住宅についてももっときめ細かに住民の意見とか要望を聞いていく必要があると思うんですが、その辺はいつごろやるのか、もう一度お願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず前段の具体的にどこに建てるかという部分については、小学校区単位という中では数字を示させていただいた経緯がございます。実際、名足、入谷は既に着手をしているところについては決まっております。ただ伊里前、志津川につきましては集団移転の動向等を詳細の調査をした上でどういう団地構成をしていくか、先ほどご指摘のありました高校裏の志津川の西地区についても検討していく予定でございます。

それと、アンケートにつきましてはもっと詳細な意向を確認すべきというご指摘でございますが、当然町のほうとしてもそう思っております。配当計画という中で具体の細かい部分の調査をさせていただく予定にしております。スケジュール的には交付金がついてからという形になりますが、今アンケートの調査の項目と事前の作業を進めているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 先ほど示されました20戸以上という、その枠は崩されないものなのかどうか、ちょっとその辺をもう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 具体的に20戸程度という部分で、程度というとり方をしております。これを崩すかという部分については、例えば共益的な部分がどうしても出てきた場合、家賃にプラスしてご負担をいただくこととなります。そういった負担を少ない世帯で担っていただくということになりますと非常に大変だろうということで、20戸程度という数字でこちらとしては考えてございます。単に20という数字だけではなく、その担い方も含めてなんですが、十分担えるというのであればそれ相当の戸数でも考えざるを得ないと思っ

おりますが、それが2戸、3戸とか、そういった中で担えるかというのは、当然公営住宅の家賃が低廉であるという趣旨を考えますと、非常に負担も多くなるということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） この集団移転、集落ごとに公営住宅を建ててほしいという要望、これは今申しましたようにきめ細かなアンケートで、住民の意見を十分聞きながらぜひ進めてほしいなど、私はそう思っております。

2番目の公営住宅の居住面積を広くする考え方ということで、先ほど町長から答弁がありました。家賃の関係、いろいろな面であります。しかし、町から示された居住面積、Sタイプ、35平方メートル、Mタイプ、Lタイプ、Oタイプ、この4つのタイプですね。特にSタイプではひとり暮らしで子供さんやお孫さんが来たときに休むところもないと、そういう声も聞かれます。希望によってはひとり暮らしでもMタイプに移れるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、個別相談会で町民の皆さんのいろいろなご意見をお聞きいたしてございます。その中で、広さというよりはどちらかという使い勝手のいい公営住宅にしていきたいという声があります。ご案内のとおり、1Kといいましても今の仮設が約6坪で、今度の1Kは10.6坪になります。約1.8倍の広さになります。これは2DKもそうですし、3Kタイプも大体1.8倍の広さになります。したがいまして、広さというよりもむしろどちらかという部屋をもう1つつくっていただきたいと。今大瀧議員がおっしゃったように、たまに親戚が来るとか、孫が来るとか、そういうときに泊まる部屋が1つ余分にあったほうがいと、そういうお話をいただいておりますので、そのような間取り等につきましては今後十二分に柔軟に検討していきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今の答弁ですと、今4段階で示されているのをすべて1.8倍にすると、そういう考え方ですか。ちょっと今聞きはぐったんですが、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、現在お住まいいただいている仮設住宅の約

1.8倍の広さになります。そういうことです。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 仮設住宅の1.8倍ですね。それではちょっと今幾ら何でもあんまりだと思います。仮設住宅は本当にもう仮設ですよ。皆さん大変な思いで暮らしております。Sタイプ35平方メートルというのは非常に狭いんですが、これははっきり言って国の基準なんですか。もう一度お聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 国の基準ではないということですが、狭い、狭いとお話しになりますけれども、今回の災害公営住宅につきましては当町のみならず大体1Kは35平方メートルということで、仙台市もそうですし、基準というわけではないんですが、そういう広さで大体進めているということですので、当町が特段に狭いということではないと認識はいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） いや、狭いんですよ。例えば気仙沼ではひとり暮らしでも40平方メートルですかね、12坪、それから2人でも2DKで55平方メートル、それから3DKで75平方メートル、この3段階で示されております。石巻も、ひとり暮らしでも50平方メートルですし、2人だと65平方メートル、4人では80平方メートルと、そういうふうに非常に、国の基準はないということなんです、町民というか市民というかそういう人たちに配慮したやり方というか広さが示されております。町ではどうしてもSタイプ、Mタイプ、Lタイプ、Oタイプと、そういうことで家賃とも関連すると言いながら、私が見ましたら非常に狭いんですね。もっと広げる余地というか、先ほどは仮設住宅の1.8倍と言ったから私は非常にびっくりしたんですが、仮設住宅は狭過ぎますよ。そういう点で、もっとちゃんときちっと、4タイプではなくてひとり暮らしでももうちょっと余裕のあるものをつくっていただきたいと思うんですが、その辺もう一度、どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どれぐらいがいい広さ、適当な広さなのかということになりますと、これは非常に議論が分かれます。例えば今気仙沼の広さを言いましたが、仙台市は当町よりも狭い間取りでございます、広さとしますと。ですから仙台市が狭くて気仙沼が広いとかという話になってまいりますと、その辺は柔軟に考えさせていただきますが、ではどれぐらいの広さが1Kで適正な広さなのかということになりますと、大変議論の分かれるところだと思

います。その辺は我々としてもいろいろご意見をいただきながら進めていきたいと思いますが、どこかで落としどころを見つけないといけませんので、その辺は我々としてもしっかり考えていきたいと思っています。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 少なくともSタイプはもうちょっと広げる必要があると私は考えているんです。どうですか。その辺をもう一度。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大瀧議員はどれぐらいの広さが適当だとお考えなのか、私もはかりかねるんですが、基本的にお一人住まいで1K35平方メートルというのはそんなに狭いのか、そうは私どもとしては認識はいたしてございません。特に一般のマンション等を含めても、1Kといいますと大体この程度の広さでお住まいいただいているわけでございますので、ですから先ほど言いましたように広さというよりも使い勝手をよくするということが大変重要なのではないのかというのが私どもの認識でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そういう点でも具体的に示されないと住民はわからないかもしれませんが、これも含めて先ほど高台に公営住宅を建設してほしいというところでアンケートを細かくとると、そういう話でしたので、ぜひこの点についても、多分いろいろな今までの相談の中で出てきているとは思いますが、もっと具体的に町民の意見を聞いていく必要があると私は思うんですが、いかがでしょうか。一番目の高台移転地に集落ごとの公営住宅をとということも含めてアンケートをもう一度きちっととると、そういうふういかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、担当課で個別相談会、町民の皆さんといろいろお話ししてございます。その中で、先ほど言いましたように、広さではなくて使い勝手のいい方向に考えていただきたいというのが町民の皆さんの、多分大方の意見はそこに集約されると思います。ですから、改めて広さがどうのこうのというよりも、そういった使い勝手をどうするかということについて考えたほうが、これからついの住みかになるわけですので、そういうふうな配慮をしていったほうがベターなんだろうと、我々としてはそんな思いでいます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ついの住みかですよ。本当に今まで広いところで暮らしていた方たちが、ここが最後になるのかと、そういうふうな気持ちで入ると思うので、せひ住民からの意見、要望を十分に聞きながらやってほしいなと思っております。

次の「家賃の軽減措置について」に移らせてもらいます。

東日本大震災特別家賃低減事業、これによって5年間は政令月収がゼロから8万円までの金額が低減されるということであります。しかし、6年目からは徐々に上がっていきます。私も政令月収というのはどういうものなのかと思って、調べさせてもらいました。政令月収の計算方法は公営住宅施行令の第2条で計算されるようですが、果たしてこの大震災を受けた町民にはこのような計算方法で、これが当てはまるかどうかということをお私疑問に思いましたので、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 政令月収8万円以下の方々については国の軽減措置、それから8万円以上の分については町の軽減措置を行いたいと思ってございます。大瀧議員おっしゃるように、安ければ確かにいいんですが、先ほど言いましたように8分の1、29億円、これは町の負担です。それは家賃収入で賄わないと、町の財政が大変困難になります。そういうことを含めまして、我々とすればしっかりと家賃収入もちょうだいしながらということについてはやむを得ない部分があると思っておりますので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今町長おっしゃいましたように、確かに29億円は町の負担になると。家賃から取らなければならないということは私も十分わかっております。しかし、本当に今まで築き上げてきた財産から何から全部流されて、本当にどこに住むんだろうと、そういう不安を持っている方たちが追い打ちをかけられるように、家賃が高くてなかなか入れないという気持ちを持っている方たちも随分おります。今お話ししたように、政令月収計算方法、私はちょっと疑問に思って質問しているんですが、これが本当に果たして町民にとっていいかどうかということも含めて、もうちょっと考え直す必要があるのではないかと考えています。今町長が町の軽減も考えているというお話でしたが、どういうことなのか具体的にお知らせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどの住宅の家賃の問題ですが、これは基本的には制度で決まっている話でございますので、そこは今回の震災を踏まえて国としても軽減措置を行うということ

ですし、またあわせて、何回も繰り返しますが町としてもそういった軽減措置を行うということでございますので、町独自の分はそういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 具体的にどうということかという質問です。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に我々として今検討しているのは、大体家賃の20%ぐらいの軽減を考えてございます。その20%を軽減しますと、年間の家賃収入が1,000万円減ることになります。したがって、それは町としては大変厳しい状況でございますが、こういった災害にかんがみて、そういった軽減措置を行っていきたくて考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 20%の軽減措置をするということなんですが、この家賃の目安に示されている項目の中で、これは全部当てはまるわけでしょうか。その辺をもう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、政令月収8万円以下の方々につきましては国の軽減措置を受けられると。政令月収8万円以上の方々の軽減措置は町独自でやるということですので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 一般質問の途中ですけれども、ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 時 5 6 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 質問が重複するかもしれませんが、ご了解いただきたいと思ひます。

先ほど町長が町独自の軽減措置を考えているというお話で、ゼロ円から8万円までの政令月収のところ以外の部分をやるというお話でしたが、この表を見ますと4段階に分かれているんですが、この4段階に町独自の軽減措置をするというふうにとめていいんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、多分資料をお持ちだと思いますが、右からの4段階、この分について町として独自の20%減免を考えたいと思つてございますし、左

から4段階目がございますが、ここの分についても町としての減免を考えていきたいと思っているところです。

それから、先ほど来広さのお話が出ておりますが、大森市営住宅、大変立派なところがありますが、あそこの2DKよりも今回は2.5坪広いということになっております。要するに5畳分従来より広いということでございますので、ある意味我々とすれば配慮をした形の中でその辺の対応をしているというふうに受けとめていただければと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 多分町長が持っている資料と私が持っている資料は違うと思うんですけども、私は町民に配られたニュースを見てやっているんですけども、多分町長のはこれではないと思うので、その何段階とか……、それじゃないんです、済みません。

そうしますと、8万円から10万4,000円のところと、10万4,000円から15万8,000円、それから15万8,000円から25万9,000円、最後は25万9,000円というふうに4段階になっています。その4段階の中でこれが全部適用するののかという話を私先ほどから質問しているので、もう一度お願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今大瀧議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、25万9,001円まで町で20%軽減するという事で確認したいと思います。（「15万8,000円まで」の声あり）15万8,000円から25万9,000円というところじゃないんですか。（「8万円から15万8,000円まで」の声あり）では3段階のところまでですね。私はこの下のほうまで全部かなと思って質問したわけでありまして。15万8,000円までですね。（「資料がちょっと違うので」の声あり）はい。と思って聞いていました。

石巻、気仙沼、女川の資料を見ますと、面積が広くて家賃は細かく設定しております。例えば気仙沼市ではゼロ円から8万円までの料金のところ、これはもう既に4段階に分かれているんですよ。それから女川ではもっと細かく、私たちのところで3段階に分かれたところを8段階までいろいろな表示がされています。これだと町民がわかりやすいなと思って私は見ておりました。1つは料金表をもう一度ちゃんときちっと見直しして、町民がわかりやすいように書き直す必要もあるかなと思ってますし、それに20%の軽減も書き込みながら、こういうことは提示していく必要があるのではないかなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

- 議長（後藤清喜君） 佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） 当町も4段階までです。8万円まで4段階に分けてございます。気仙沼と同じでございます。なお、詳細については担当課長から説明させます。
- 議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。
- 復興事業推進課長（及川 明君） 町民がわかりやすくという部分だと思います。ただ、町民の方がこの段階表を見てわかりやすいかという部分よりは、政令月収の出し方そのものがわからないという方がございますので、担当課としましてはいわゆる年収、世帯収入がどれぐらいだとどのぐらいの政令月収になるのかといったような早見表みたいなものを出す予定にはしております。そうなりますと、大体自分の家の世帯収入として仮に400万円、3人世帯であれば15万8,000円のうちに政令月収としておさまるとか、そういった見やすい形の、まず収入の部分からの提示を考えてございます。
- 議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。
- 10番（大瀧りう子君） 町としても非常に私も親切だなと思って見ていたのは、この裏側に政令月収の計算方法ということで提示されております。これを見て、細かく自分の場合はどの程度になるんだろうかということをやっぱり知りたい人たちもいて、多分個別にそういう相談をしたときに示すことができるのではないかなと思うんですが、そういう質問をされて提示している例はあるんですか。
- 議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。
- 復興事業推進課長（及川 明君） 議員どういった点でご質問されたかちょっとわかりませんが、志津川等も含めてなんですが個別相談会で災害公営住宅に入りたいという方につきましては、この表をもとに政令月収がどの範囲になっているかという計算は対応させていただいておりますので、その方々はおおむね自分の家賃というものを想定してお帰りになったのかなと思います。
- 議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。
- 10番（大瀧りう子君） 基本的な質問ですけれども、木造住宅と鉄筋コンクリートの集合住宅では家賃はどの程度違ってくるんですか。
- 議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。
- 復興事業推進課長（及川 明君） 具体的な金額については現在言えるような状況ではございません。いわゆる木造と鉄筋コンクリートの家賃の違いといいますのは、その世帯がどれぐらいの面積を占有するかという部分に大きく影響されてきます。仮に木造の戸建てだとすれ

ば、庭とか個別の浄化槽の分であるとかそういった占有スペースが大きくなればなるほど家賃の算定としてどうしても高額になってくるという状況でございますので、その係数というものが若干変わってくるということで、それに応じて家賃も上がってくるという状況です。現段階で幾らという金額についてはまだ持ち合わせてございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 町民が迷っている1つの原因は、どれぐらいになるんだろうかと、本当にいつ示されるんだろうかと、そういうことも含めて、あると思ひます。私先ほどからずっと質問しているんですが、こういうものをもっと町民にわかりやすく細かくやっていく必要があるのではないかなと思ひております。

それから、この資料を見ますと政令月収が15万8,000円を超える世帯は3年後は明け渡しの義務があるというも提示されておりますし、31万5,000円を超えた場合には5年後には退去してもらうこともあると、そういうことが書かれております。これは機械的に適用されるのかなと思ひながら見ていました。震災前にもいろいろそういうケースはあったと思うんですが、そういうことがあったのかどうか、それをお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然公営住宅には入居基準がございますので、震災前はそういう例はないと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうすると、災害公営住宅ですので、今からそういう例が出てくるということは考えられますよね。1世帯ごとに抱えている事情がいろいろ違ってきますので、そういうことを機械的に考えていくべきではないと私は思ひております。この辺はもっと今から検討する必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに現行制度ではそういうふうになってございます。いずれいろいろな問題が出てくるというふうには思ひますので、その辺は我々としてもいろいろ考えていきたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 本当に今まで広いところで暮らしていた町民の方たちが、何もかもなくして公営住宅に入らざるを得なくなったと、そういう人たちもいますので、ぜひ先ほどか

ら私質問しておりますように、町民に寄り添った公営住宅のあり方を考えてほしいなと思います。

最後に、町長から先ほど227億円のうち29億円が町の負担だというお話がありました。これはやっぱりこんな財政のない町としては国に全額見てもらうと、そういう運動というか言っていく必要があると思うんですが、その辺は町長どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来の制度に比べれば随分改善になっているという部分がございますし、基本的には8分の1そのものについては家賃収入で賄うということになってございますので、そういう制度の中でこれから国に言ってどうなるかということについてはこの場所では言えません、いずれそういう現行の中で我々としては進めていきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） これは本当に強く要望していきたいなと思っております。家賃で賄うとなると町民の負担が大きくなるわけでありますので、ぜひこれは町長、国に物申していただきたいと思います。

次に移ります。

「住宅用太陽光発電システムの助成を」ということであります。

福島第一原発事故を機に、再生可能エネルギーの需要が高まっています。また、昨年の震災後、長期にわたる停電で不自由な生活を余儀なくされた経験から、災害時の備えと復興に向けて自然環境の調和したまちづくりをするには、太陽光発電システムの普及が必要と考えます。7月1日からは、再生エネルギーの普及促進のために買い取り制度もできます。既に石巻市や東松島市では復興計画の中で太陽光発電システムや蓄電池の設置を義務化するとなっております。本町においても町独自の助成支援が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは2点目でございますが、「太陽光発電システムに助成を」についてお答えをさせていただきたいと思っております。

議員ご賢察のとおり、太陽光発電は災害時の非常用電源として、また地球温暖化の要因となります二酸化炭素の削減対策からも、クリーンで枯渇の心配のない自然エネルギーである太陽光は貴重な資源と認識はいたしてございます。また、政府は日本の電力全体に占める自然エネルギー割合について、現在の約9%から2020年代のできるだけ早い時期に20%にするような技術革新に取り組むと、自然エネルギー中心への政策の転換を国際舞台で表明いたして

ございます。

国または宮城県におきましては、住宅太陽光発電導入のための補助制度や電気事業者に太陽光を含む再生可能エネルギーの余剰電力を一定の価格で買い取りすることを義務づける制度を創設いたしまして、普及推進に努めている状況にございます。町といたしましても、南三陸町震災復興計画の自然環境と調和した住環境整備の中で、住宅用の太陽光発電導入支援対策補助事業を活用した太陽光発電の普及促進を図るということを明確に打ち出しております。そういった中におきまして、既に施行されております国、県の補助制度とあわせて、当町でも早期の補助金制度創設に向けて検討を行う方向で考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 復興計画の中で検討したいと、補助制度については今後検討すると、考えていくという話でした。私も計画の中で見ましたら、公共施設は太陽光発電をするということが明示されておりますけれども、一般家庭にはなかなか具体的には出てこない。公共施設においてもどれほどの電力を見ているのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 公共施設の太陽光発電での電力需要につきましては、具体的な数値まで申し上げられる状況ではございません。一般の民間家庭ですと大体3キロワットとか4キロワットぐらいだと思うんですけども、例えばこの役場庁舎の電気料を賄うためには相当数のパネルを上げなければいけないと考えてございます。今後は実証実験等の補助事業等を導入しながら、公共施設の電力需給、どれぐらいのパネルが必要なのかということもあわせて検討していきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、まだ具体的には出ていないと。補助事業を対象にして公共施設はやるということで、全部それで電力を賄うということまでは考えていないと、そういうことですね。

それからもう1つお聞きしたいのは、私たちが体験した災害時の停電、そういうときの対応の仕方を町としてどのように考えているのか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） すべてを賄うというのは、これは無理でございます。基本的に蓄電池も当然用意しなければなりませんし、民間で設置した場合に太陽光発電は約200万円、蓄電池で190万円ぐらいと言われてございますが、蓄電池を使っても使用できるのは2日間程度という

ことになってございます。ある意味、町としてそういった非常用電源ということになりますと、やはり発電機等々含めた形の中での利用ということが一番現実的だろうと思ってございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 全部賄い切れないというのはわかります。ただ、災害時にどれだけの対応ができるのかということが私は知りたいと思ったんですけれども、どういう対策を考えているのか、その辺をもう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当町としては自家発電機を活用したいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 自家発電機で賄っていくと。どれぐらいの時間になるのか、本当に私たちは1カ月過ぎてからやっと電気が来たということを経験していますので、そういう経験をするのがもうないように、ぜひこの辺を力を入れてほしいなと思っています。

先ほど町長おっしゃいましたように、各家庭で太陽光発電や蓄電池の設備を備えるには多額の費用がかかります。そういう点では、現在の県の補助事業は1キロワット2万円で上限が8万円だということであります。けさ、新聞を見ましたら、岩手県では申し込みが殺到しているということで載っていました。1キロワット当たりにして4万円ですか、それから上限も結構高くなっているんですね。そういうことで、補助事業に殺到しているということなので、まだまだ県としても町としても国としても考えていく必要があるのではないかなと私は思っております。

私調べましたら、県内でも市町村によっては補助金の額がいろいろ違っております。1キロワットに対しての補助率は大衡村では10万円で上限額が35万円、蔵王町では7万円、上限額は28万円、大和町では3万5,000円で上限額が12万5,000円、女川町ではこの4月から3万5,000円で上限額が12万5,000円となっています。そのほかにも石巻市、気仙沼市、白石市、岩沼市、大崎市、加美町、そういうところでも補助金を出しております。先ほど言いましたように石巻では今回災害公営住宅に原則太陽光発電の義務化が出されております。いずれの自治体でも目的意識が高くあらわれていると私は考えております。町長はどのように考えておりますか。その辺を伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今大瀧議員が語る各市町村の補助制度の金額等をお話しになりましたけ

れども、いろいろあります。一番少ないところは1万円、上限で十数万円というところもございまして、今後制度をつくっていく中におきまして、我々としてもしっかり対応していきたいと思えます。ただ、蓄電池をつけないと非常時に活用できないという部分がございます。ですから、仙台市は上限10万円なんです、蓄電池をセットで入れたところには補助金を出すということでございます。その辺、各自治体の取り組みはそれぞれさまざまでございますので、そういった情報を入れながら我々としても年度内にはちゃんと制度を創設していきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 年度内に考えていくというお話ですので、ぜひ蓄電池も含めて、今から新しく住宅を建てる方たちが利用しやすいようにつくっていくべきだと私は思っております。先日、常任委員会で再生可能エネルギーのところを視察してきましたが、そこの方が言っていました。新築住宅には最初から太陽光発電を入れるべきだと、そうすると工事費も安くなると。そういうことで、今から建てる人たちには啓蒙活動、そういうものがうんと大切だなと思えますし、そうするためには町の補助事業としてやっぱりある一定の金額を町民に補助していくということが大切だなと私は感じてきました。その辺、どうでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町として制度を創設するわけですので、町民の皆さんにそういった周知をするというのは当然だと思えます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） まだ具体的には出てきていないので、私は本当はもうちょっと具体的に聞きたかったんですが、今から検討するということですので、町民の利便性というかそういうことも踏まえながら、ぜひ使い勝手のよい補助事業にしてほしいなと思っております。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 以上で大瀧りう子君の一般質問を終わります。

次に、通告2番高橋兼次君。質問件名、南三陸町震災復興計画について。以上1件について、一問一答方式による高橋兼次君の登壇発言を許します。2番高橋兼次君。

〔2番 高橋兼次君 登壇〕

○2番（高橋兼次君） 2番高橋兼次は、議長の許可を得ましたので、通告をしておりました質問を行いたいと思えます。

質問事項は、「南三陸町震災復興計画について」でありまして、一問一答方式により町長に伺うものでございます。

昨年3月の震災発生から9カ月後の12月に、我が町の震災復興計画が策定されました。その後修正が加えられ、3月に完成された計画が出されたわけですが、かつて経験したことのない大災害でありまして、我が町の被害は想像をはるかに超えるものであり、復興事業費も大規模なものとなっております。震災直後より緊急を要する事業から進められてはおりますが、事業件数259件、総事業費見込みで2,925億3,000万円、期間は平成23年から平成32年までの10年間の震災復興計画事業の中から、次の点を伺いたいと思います。

1つ目に、被災した漁港及び海岸保全施設の早急な整備が求められておりますが、復旧工事計画の進捗は。

2つ目に、犠牲者を鎮魂するとともに、自然の脅威と災害の風化防止を目的とする震災復興祈念公園整備と震災復興モニュメントの整備の考えは。

3つ目に、災害公営住宅整備と個別移転者への町独自の支援を急ぐべきと思いますが、町長の考えは。

最後に、緊急避難施設と避難道路の整備計画は。

以上4点を質問いたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告2番高橋兼次議員のご質問、「南三陸町震災復興計画について」にお答えをさせていただきます。

質問4点でございますので、それぞれお答えをさせていただきたいと思います。

1点目、「被災した漁港及び海岸保全施設の早急な整備が求められているが、復旧工事計画の進捗は」ということですが、町では水産業の復興のため、水揚げを最優先といたしまして復旧工事を実施したいと考えてございます。したがって、本年度は漁民皆さんの水揚げに直接係る物揚げ場の復旧工事を先行させながら、次に船揚げ場の復旧工事を予定いたしております。さらに平成25年度、平成26年度に道路や防波堤、護岸といった外郭施設の復旧工事を実施していきたいと考えております。

また、海岸保全施設につきましては、宮城県からも提示されております宮城県沖地震津波で想定されている津波高に対応した防潮堤の設計業務の発注を行い、現在は防護法線及び粘り強い堤体の検討や、背後の道路、河川との調整を図っているところであります。

工事につきましては、各関係機関との調整後に発注となりますので、平成25年度から平成

27年度にかけて実施したいと考えております。

次に2点目のご質問、震災復興祈念公園と震災復興モニュメント整備の考え方についてお答えいたします。

このたびの東日本大震災によりまして、本町では多くの尊い命が奪われました。犠牲になられた皆様をいとおしみ、哀悼の誠をささげることが、私たち町民の務めであると思っております。町といたしましては、震災による犠牲者の追悼、鎮魂のため、そして悲劇を二度と繰り返さないよう、津波防災に関する文化醸成や教訓伝承のためのメモリアル関連施設等の整備を、復興まちづくりと一体となって行う考えであります。

震災復興計画におきましても、津波に対する安全なまちづくりの象徴として震災復興祈念公園や慰霊碑、津波の到達点標識等の整備の計画をしたところであり、具体的には志津川地区に震災復興祈念公園を整備するほか、歌津、戸倉、入谷の各地区に希望・鎮魂の丘を整備する計画であります。そうしたメモリアル関連施設につきましては、そのあり方や内容等についてさまざまな形が考えられますことから、各地の事例や国の東日本大震災復興祈念公園検討会議における検討状況等を参考にしつつ、町民の皆様のご意向をしっかりと確認し、整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、震災メモリアル公園については、県内の沿岸市町によります震災メモリアルパーク構想連絡調整会が設置され、今後機能分担などについて検討することになっております。

次に3点目のご質問、災害公営住宅整備と個別移転者への町独自の支援についてお答えをさせていただきます。

まず災害公営住宅につきましては、本年3月に策定いたしました南三陸町災害公営住宅整備計画において、平成28年度までに最大1,000戸建設することを目標といたしております。できるだけ速やかに整備を進めるための手法として、UR都市機構や宮城県への業務委託を実施していくとともに、5月30日には南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会と、木造災害公営住宅の整備に関する基本協定を締結いたしました。こうした体制のもとに、建設候補地が確定したところから随時用地買収に着手し、造成工事を進めていく予定としておりまして、最も早い団地で平成25年度末に210戸の入居を目標として進めております。また、平成26年度には190戸、平成27年度、平成28年度にはそれぞれ400戸と200戸の入居開始を目指しております。被災者の皆様にはもうしばらく仮設住宅等での不便な暮らしを強いられることとなりますが、一日も早く災害公営住宅に入居していただけるように努めてまいりたいと思っております。

また、災害公営住宅に関する町独自の支援策といたしましては、先ほどの大瀧議員への答

弁の際にも申し上げましたが、家賃の独自低減化を実施してまいりたいと思います。

次に、個別移転者への町独自の支援についてであります。議員ご承知のとおり東日本大震災からの住宅再建といたしまして、町では「なりわいの場所はさまざまであっても、住まいは高台へ」の理念のもとに、防災集団移転促進事業を主に高台での住宅再建を目指しております。しかしその一方で、さまざまな事情から集団移転には参加せずに個別に高台への移転をされる方もおります。こうした方々につきましては、国の制度であります、がけ地近接地等危険住宅移転促進事業により土地の購入や造成、あるいは住宅の建設に当たり、借入利子について最大708万円まで助成を受けることができます。ただし、この制度は従前の居住地が災害区域に指定されることが前提となっており、指定前に住宅再建をされた場合は制度の対象外となり、結果としていち早く復興に取り組んだ方への助成がなされないということになります。町といたしましては、国に対して発災時点にさかのぼっての制度適用を訴えかけてまいりましたが、期待するような回答が得られていないという状況であります。このことから、意欲を持って復興に取り組む方を支援すべく、町独自の定住対策として町内に個別移転される方でがけ地近接地等危険住宅移転促進事業の対象とならない方に対しまして、当該制度と同等の助成を行いたいと考えております。

また、個別移転に係る支援といたしまして、これまで幾度か制度化のご質問をいただいております。上水道管布設に係る支援策といたしまして配水管、いわゆる本管から移転居住地の第一止水栓までの水道布設費に対して100万円を上限に費用の2分の1の助成を行っていきたいと考えております。さらに、震災以前の所有住居が公共下水道区域、または漁業集落環境整備区域であり、移転先において合併浄化槽の導入をされる方に対しては、事業分担金を負担していただいたということにかんがみ、合併浄化槽の設置費用のうち設置者負担分について現行の補助に加えまして公共下水道区域は1戸当たり20万円程度、漁業集落環境整備区域は1戸当たり15万円程度のかさ上げ助成をしたいと考えております。いずれの助成につきましても、今後制度化を急いで、早期復興の一助としてまいりたいと考えております。

次に4点目のご質問であります。緊急避難施設と避難道路の整備計画についてお答えをさせていただきます。

まず緊急避難施設についてであります。南三陸町地域防災計画では緊急避難施設である避難ビルは、町営松原住宅、公立志津川病院、高野会館、志津川漁協を指定しており、東日本大震災では約650名の避難者を収容することができました。今回の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会によりますと、避難所までの避難時間は5分

程度、また徒歩での避難の距離は500メートルを目安にまちづくりをすることが望ましいとされております。当町の避難ビル等の考え方は、最初から避難ビル等に避難するのではなくて、時間的にいとまがないときに緊急に避難する施設であり、このことを踏まえ各地区の復興計画とあわせて今後避難棟の整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、避難道路の整備計画についてであります。東日本大震災では主要国道を初め道路網が寸断され、地域の皆さんの避難や救援物資等の運搬がスムーズに届けることができなかつたことを踏まえ、孤立集落をつくらぬよう付近高台へ最も短時間でかつ安全に到達できる避難道はもちろんのこと、都市計画事業や防災集団移転促進事業とあわせながら、各集落間を結ぶ総合的な道路網整備を実施してまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ただいまお答えをいただきましたが、町長の話し方はスピード感があって、なかなか追いつけないというのが実感でございます。

まず1つ目からお伺いしていきたいと思えます。

先般、漁港整備のことについて質問をしたところ、スケジュールが詳細なものが出ていないということで、ざくつとしたスケジュール表はいただいたわけですが、その後詳細なスケジュールは整ったのかどうか。

それから、このざくつとしたスケジュール表を見ますと、先ほど町長の答弁の中にもありましたが今年度は物揚げ場と船揚げ場を同時に着工するようなスケジュールでございますが、同時に着工する場合に、19港全部でございますので、発注するのに無理はないのか。滞りなく発注が完了して、すぐ一斉に始められるのかどうか。まずその辺あたりからお聞きしたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今年度、1種、町管理の19漁港でございますが54件で、金額といたしましても事業費は33億円ということで、大変膨大な事業になりますが、それを発注してまいりたいと考えております。なお、発注の仕方等につきましては建設課長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほどのお話のとおり、19漁港、町管理の漁港につきましてはすべて今年度内に物揚げ場と船揚げ場の工事を発注してまいりたいと考えております。初めに、今月に拠点漁港の4港を発注いたしまして、引き続き残りの15港につきまして対応したいと考えております。議員の質問にあるとおり、業者のほうの人手不足等もございまして、なか

なか大変な時期ではございますけれども、その辺は町としてもその都度対応しながら、計画どおり工事が進むように対処してまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 大体工事の計画も煮詰まっているような感じを受けたわけでございます。

工事が始まると、どこの漁港でも工事車両の進入が相当激しくなるんだろうと思うわけでございますが、漁港に接続している道路、こうやってみますと大分破壊されたり完全にまだ復旧していないところもあるように思うんですが、この辺の道路の整備は万全なのか。それとも道路の整備によって工事が予定どおりに進まないなんていうことは出てこないのか。その辺、課長どうですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路工事も、ご質問のように大分おくられている部分がございます。

今、協議が整った部分についてはその都度発注を行っております。多分漁港ですと、これから出ます海岸保全事業の防潮堤の関係がございまして、まだ協議が整わない部分もございまして。その辺は多分おくられていくんだろうというふうには考えておりますが、それにつきましては町民の皆さんに支障のないように維持管理に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 物揚げ場、船揚げ場の整備に関しては、災害救助法ですか、原形復旧ということが前提であると思いますが、これから物揚げ場、船揚げ場等々を整備していくに当たりまして、生産物の処理あるいは加工などいろいろあるわけでございますが、海水の引き込み、あるいは排水能力といいますか、打ち上げた波が早く抜けると、そのようなものは今までの漁港、岸壁を見ておりますとちょっと不備かなと思ってきたわけでございますが、今回このような工事をする際に、原形復旧といいながらもそういうことはつけ加えてやることはできるのかできないのか。その辺はどうですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 取水と排水につきましては、これまでもそうなんですけれども利用者の皆様から占用申請をいただきまして、その都度許可をしてまいりました。今回の工事につきまして、事前にわかるものであればそれを考慮した形で施工したいと考えております。ただ、基本は原形復旧でございますので、これまでよりも過大なものは多分難しいと思いますが、その辺は漁協を通じながら調整を図ってまいりたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 現在、県単の漁港でも既に工事が始まっておるわけですが、その工事が始まる前に地元住民との懇談会の中で話されたことは、原形復旧ですので大きく変えるということはなかなか難しいだろうと思いますが、多少のことは地元の要望を聞き入れながらやっていきますという県の考え方もあるようでございますので、町がやる場合においてもこれからの生産向上を目指す上でもやはり使いやすいようなものにつくり上げていくべきだろうと思います。したがって、住民の声を重視しながら進めていっていただきたいなど、そう思っておるわけですが、いずれにしても、船揚げ場については去年よりも今年は船の数が着々とそろってきておりますので、いざ船が来ても畑とか田んぼとか山にしか置くところがないんだと、すぐ乗り出せないんだと、そういう声も多いようでございますので、いろいろな工事の兼ね合いもあるようでございますが、とにかく急いでつくっていただきたいなど、やっていただきたいなど、そう思っております。

それから、岸壁のかさ上げについて、今見る中でも大分干満の差が激しいというか、潮が引くと大分今の沈下した岸壁でも高く感じるんですよ。感じるというよりも実際高いんですけどね。これが1メートルもかさ上げすると、相当高くなるのかなと。そういう場合に、よくある話なんですけれども岸壁から海に落ちて、岸壁が高くて上がれないというような、これまでもそういう事例がありました。そういうときのために、人命救助、大げさな言葉で言えばそうなるんですけれども、岸壁の数カ所にはしご等を設置することを考える必要があるのかなと、そう感じております。

それから、どこの漁港ももう既に土地の関係等は整備されているんだろうと思いますが、漁港にかかわる取り次ぎ道路が名義上すべて公共のものになっているか。ところによっては延々と名義変更ができないでいろいろ支障が出ている漁港もあるようでございますが、町単に関してはそういうことがあるのかなのか。その辺。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって物揚げ場のタラップの設置でございますけれども、これまでも要所要所にはタラップをつけておりましたので、当然従前あったものにつきましては復旧をさせていただきたいと思っておりますし、今後必要な分につきましてはこれもそれぞれ地区ごとに工事発注の段階でまた相談といいますか協議をさせていただきますので、その辺でいろいろご意見をいただければと思っております。

それから、未登記があるかどうかというご質問ですが、私もそこまで調べがついておりませ

るので、ここでは発言を控えさせていただければと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） できるだけ使いやすいというか、人命救助になるような設備にしていた
だいて、さらに名義等も後々いろいろなトラブルのもとにならないような、この機会にとい
う言葉が合わないかもしれませんが、整備しておく必要があるかと思えます。

それから、どこの漁港でもそうなんですけれども、生活排水が流れ出るわけでございます。
この生活排水、今すべてふさがっております。船揚げ場、物揚げ場を整備する際にこの辺の
確保、さらには増設といいますか、これまでも大分生活排水の処理に困っている地区もある
ようでございますので、後でスムーズに排水できるような、また口といいますか、そういう
ところを整備しておく必要があると思えますので、その辺もよく考えてから進めていただき
たいなと思っております。いずれにしましても、地元の方々が使う港でございますので、地
元住民の要望を十分取り入れて工事を進めていただきたいと。そして生産に大きく支障が出
ないような方法でやっていただきたいと、そう思います。

次に、防潮堤の整備でございますが、最近防潮堤、8.7メートルとか9.何メートルとか、と
ころによっていろいろ高さの差はあるようでございますが、防潮堤ができることによって著
しく景観が損なわれるという住民の意見が最近ぽつぽつと出てきておるようでございます。
ある席では、命をとるか景観をとるかなんてというような二者択一で迫られたというような話
も聞いております。景観が損なわれることについて町長はどう考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件については昨年の9月以降、復興計画をつくる際も含めて喧々
譁々議論をしてきた内容です。私も景観の問題等含めまして、バック堤の問題も含めてそう
なんです、県のほうともいろいろ議論をさせていただきました。しかしながら、ご承知の
ようにL1、50年から100年に一度来る津波、このL1には何とかこれで対応するというふう
なところでの今回の8.7メートルということでございますので、そこはひとつご理解をいただ
きたいと思えます。

それからもう1つつけ加えさせていただきますと、またそもそも論の話になってまいります
と計画が本当に全く進みません。そこはひとつある意味我々も説明責任がございしますが、そ
れはしっかりと町民の皆様方にご理解をいただきながら、進めていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そこなんです、説明責任なんです。なぜこういう話が出たかという、

ある席で課長が説明したときに実は共感しました。先ほど言ったように、二者択一だと。命をとるのか景観をとるのか、そう迫られたために命をとったんだというような、ある意味そのような説明であったんですが、私は全くそのとおりでなと思ったんです。こういう話が出てくるということは、説明責任がしっかり果たされていないために出てくるのかなと。町民はまだそれほど理解していないのではないのかなと思うわけでございますので、このほかにもいろいろと町民がもっともっと納得いくような、理解をもらえるような説明を十二分にしていかないと、これからいろいろな事業を進めていくうちにいろいろな議論が、混乱してくるようなおそれもあるのかなと思っておりますので、やはりしっかりした説明というものを発信していくべきだなと思っております。

それから、どこかの先生かだれかが言ったことだろうと思いますが、防潮堤を整備することによって、頑丈なものができるわけですから、防潮堤で全部囲うわけにもいかないところもあるわけですよ。水門とかあるわけですから。そうすると、水門に相当な力がかかるのではないかと。結局水門が弱くなるのではないかというような指摘もあったわけでございますが、これは専門的でないとなかなかわからないところもあるかと思いますが水門の整備をどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知のように、今回は水門を使わないということで計画を立ててございます。先ほど言いましたようにバック堤という形の中でやりますので、水門は使わない。したがって、今ご指摘の部分は多分陸門のことかと思っておりますので、その辺は建設課長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防潮堤は8.7メートルという高さがございまして、これまでに比べるとかなり高いものになります。背後地から漁港に行くには上を通るか、または中をくり抜くという形になるかと思っております。まだ漁港ごとにその辺の詳細が決定していない部分がございますので、詳しいことは申し上げられませんが、一般的にはボックスカルバートを入れて、トンネルみたいにしていくのが多分一番妥当だと思います。その際は陸閘といいまして金属製の扉をつけて津波を防ぐという形になるかと思っております。その辺の協定につきましては、当然今想定されている津波に耐えられるような強度を持ったものをつけるということになっておりますので、今後設計の中でそれを確認してまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 水門は使わないで陸門だけやると。これは防潮堤の設計といたしますか、それがまだはっきり我々の目には入っていないんですけれども、我々が想定する中で例えば、稲藤とか、ああいうところにつくる場合、川があるわけです。その川はどうやってクリアするのか。水門を使わないで陸門だけで川をとめるわけにはいかないと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今は2級河川、県が管理している河川についてはバック堤ということで考えております。そのほか小規模なもの、1メートル前後の水路等もございますので、その辺につきましてはフラップゲートまたは水門、小型の水門になりますけれどもそういう形になるかと思っております。それも詳細はこれからでございますので、いろいろ検討させていただきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 詳細はまだ先のようでございますので、それはまた後から聞くことにいたします。

これは町の事業ではないだろうと思いますが、何カ所か沖合数十メートルか数百メートル先に離岸堤、いわゆるテトラポット、消波能力を持っているものを設置しているわけですが、これらのかさ上げというのはどうなんですかね。これも沈下しているわけですが、これは県か国で行う仕事だと思んですが、バック堤なる防潮堤は相当頑丈なものをつくるわけですが、やはり二重三重の防御というものを考えておいたほうが後の災害を未然に防ぐ方法につながるのではないかと思うわけでございますので、これが町単でなくて県単、あるいは国の事業であればいろいろな兼ね合いの中でかさ上げを要望していく必要があると思っておりますので、これは考えておいていただきたいと思えます。

次に、祈念公園。

○議長（後藤清喜君） 済みません。一般質問続行中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時20分といたします。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番議員の一般質問を続行いたします。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 次に折念公園、モニュメントの整備についてお尋ねしたいと思います。

先ほどるる説明をいただきましたが、93億円という巨額な事業費で整備を計画しているようでございますが、この公園は当然町営になるだろうと思いますが、公園の予定地あるいは面積とか、そういうものをどのように計画を立てているのか、その辺からお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 土地利用計画の中で、前にも議員さん方に図面をお渡しいたしておりますが、八幡川の西側を想定してございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 八幡川の西側といいますと、それからずっと奥のほうまでですか、それともどの辺あたりまでいくんですかね。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 隣の千葉議員が今資料を出していますが、その辺でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） どうも失礼しました。

この面積は幾らぐらいあるんですかね。この中に公共用地、それから個人の土地はどのぐらいの割合であるのか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず最初に公園の面積なんですけど、約26ヘクタールほどございます。この中の公有地等がどれぐらいあるかという部分については今現在調べているところでございますが、いずれ公園用地につきましては町営、いわゆる公有地として活用しますので、土地については買収をさせていただくというふうな方向で考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） まだこれから先のようにございますね。

それから、これをお聞きしようと思っておりましたら先ほど町長のほうから答弁をいただいたんですけども、公園整備の分散化といいますか、これはぜひ戸倉地区あるいは歌津地区、志津川地区、各地で犠牲者が多数出ておりますので、やはりその地区、地区に後世に災害の脅威、自然のあれを残すというような場所を設けるべきであろうとかねがね思っておりました。それで、この公園の中身はどのようなものにしていくのか、そこをお聞きしたいん

ですが。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど答弁でお話しさせていただきましたけれども、これから各地のいろいろな事例等を含めまして、改めて検討していくということで我々としては考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この公園を整備するに当たりまして、慰霊碑の考えもあろうかと思いますが、殉職職員のご家族の方々の中には独自で考えを持っているような方もおられるようでございますが、慰霊碑の建設の考え方はどのように進んでいるか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども言いましたように、志津川地区においては復興祈念公園、それから慰霊碑の設置とか、あるいは津波の到達点の標識という形の中で計画はしてございますが、具体にという点につきましては今後検討するというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 公園の慰霊碑の建設はこれから具体的に検討すると。これは建つんだらうと思いますけれども、公園に建設するとともに、各地で多数犠牲になられた方々を拝礼するために、各地の墓地に石碑を建てると、そういうことで機会があるごとに手を合わせる、手を合わせることによって災害の脅威の風化防止の1つになるのではないかと。何回も何回も手を合わせて思い浮かべることによって、忘れ去ることも……、何と申しますか記憶が薄れがたいのではないかなと、そう思っているわけでございますが、その辺あたりまでの考えはあるのかないのか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 再三お話をしてございますが、公園の計画等につきましては検討を今積み重ねてございますので、そういった慰霊碑等を含めまして我々としても考えていきたいと思っております。ただ、手を合わせて拝むだけが、この災害の教訓を後世に残すということではないと私は思っております。52年前のチリ地震津波から毎年5月24日に訓練を積み重ねてきた、それもこの震災を風化させない1つの方向だろうと思っております。そういったこと等々、我々として考えていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 必ずしもこれが風化させない手段だとは言っておりません。風化させないための1つだと言っているんです。これから詳細なものを計画していくということでございますが、当然公園は大規模なものになると思います。後でも出てきますが、避難施設とかいろいろそういうものを考慮しながら進めていただければいいのかなと思っております。

それから、震災モニュメントについて、町長はどんな考えを持っておられるのか聞かせていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 再三申し上げて大変恐縮でございますが、先ほど言いましたように慰霊公園のあり方とか慰霊碑の問題等、それからモニュメントの問題等含めまして検討をこれから重ねていくということでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 再三というようなことで、大変申しわけないんですけれども、なぜこれを聞くかという、震災直後から防災庁舎をモニュメントにというような話も出回りました。いろいろなところで話題になって議論して、議会においても議論された末に解体という方向に進んだと私は理解しているわけでございます。5月以降、公共の建物を解体する際に一緒にというようなことで理解していたわけでございますが、最近になって観光的分野といいますか見地といいますか、そういうところから観光資源にというような声がぽつぽつと出てきているわけです。その話を聞いたときに、確かにそういう考え方もあるだろうと。しかし、遺族の気持ちを考えているのかというようなことで、ある一種の怒りといえますか、そういうものを覚えました。これをひっくるめてすべてこれから考えていくということではございますが、やはりそういうものを残さなくても後世に伝えていく方法は幾らでもあるのではないかなと。今いろいろなものが開発され、発展しまして、いろいろな機器があります。昔は静止の時代、今は動く、しゃべる時代になっておりますので、リアルにその実情を後々まで残せる方法は幾らでもあると思います。そのほうが現実的で、残す意味が深いのではないかなと、そう思っておりますので、必ずしも形、格好にとらわれない方法も十分検討していくべきだろうと思っております。

さらに、聞くところによりますと防災庁舎は残さないという回答を殉職家族会に町長は答えているというような話も聞きましたが、それは確かなことですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 防災対策庁舎につきましては、ご案内のとおり昨年9月、解体の方で

考えるというお話をさせていただきました。それから我々としての考え方が変わったわけではございません。公営住宅も含めて、今公共施設の解体に入っております。そういった中で、スケジュールの中で進めていくという基本的な考え方は間違いございません。しかしながら反面、これ1つお話をさせていただきますが、1年経過いたしまして、私のところにご遺族の方がおいでになりまして、月命日にあそこに手を合わせに行っていると。しかしながら、あそこがなくなるとどこに行つて手を合わせればいいのかというふうなお願いが来ていることも事実でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 確かに感情論といいますか、そういうことから考えていけば今の段階ではそういうこともあろうかと思いますが、やはりそうでない方も多いわけですので、遺族の中には。多分そうでない方のほうが多いと思います。そういうこともありますので、町民のためにあそこで最後まで頑張った人たちへの報いといいますか、そういうことも考えながら、あそこから手を合わせる場所を立派に別な場所に移して、そしてそこを利用させるという方向で進めていっていただきたいと思います。

次に、災害公営住宅、個別移転者への独自の支援でございますが、災害公営住宅につきましては前者がほとんど私が聞きたいところを聞いてくれましたが、私のほうからも何点かお聞きしたいと思います。

災害公営住宅の整備方針は4つ掲げておるわけでございます。安全・安心で快適な住まい、町民の意向を踏まえた住まい、早期供給、コミュニティーの維持と、この方針を掲げて今進めているんだろうと思いますけれども、先般この住宅は学校単位で建設するという説明を受けたわけでございますが、コミュニティー維持の観点、あるいは早期供給の可能性もあるのではというようなところからの考えで、学校単位の中でももうちょっと細分化できないものかなと。土地の問題とかいろいろ絡みもあるようでございますが。というのは、コミュニティー維持、志津川でも学校区で1つになった場合に、志津川の外れと外れの人と一緒にいるようであるとなかなかコミュニティーというのは維持できないのかなと。隣と隣の部落というか地区であれば、やはり近いせいもあってコミュニティーもとりやすいのかなと。そんなことも考えながらお聞きするわけでございます。1カ所ではなく、例えば戸倉であれば北と南に2カ所とか、こういう建て方、考え方はできないものなのかお聞きしたいなど。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の件については先ほど大瀧議員から再三ご質問ございまして、答弁し

たとおりでございます。20戸程度がまとまれば、そちらのほうにも集落ごとに公営住宅をつくることはやぶさかでないという答弁をしておりますので、そのとおりでございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 20戸程度あるいは20戸から少なくなっても、維持できるものであればというような課長の答弁であったようにも覚えているわけですが、まさにこれから公営住宅で生活していくためにはやはりコミュニティーというものは大事なものであらうと思っておりますので、こういうものも重視して建設を進めていっていただきたいと思っております。

それから、入居希望が多い高齢者対策の1つとしてコレクティブハウジングですか、これを導入するというところでございますが、このコレクティブハウジングというものはどういう内容のものなのかお聞きしたいのですが。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） お年寄り中心の住まいに対して、地域なり周囲の方々が支え合いをしながら共同生活を送っていくといったような趣旨の住宅でございます。これは計画上導入するという方向ではなくて、ニーズの問題も含めてですが検討を前向きにしていきたいという状況でございます。この件については福祉分野と相談をしながら、ニーズ、逆に地域での支え合いがどれぐらい継続的に可能であるか、そういったのも含めながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 何といても希望者は高齢者が多いわけでございます。これから入居されて、それから生活が始まっていくわけですが、今の段階で高齢ということは何年かたてばさらにまた年をとっていきわけでございますので、そういう方々が今の段階で半分以上いるといっても、これからはさらにまたふえていくのかなど。そういう中で、入居後の高齢者への支援あるいは生活弱者への支援というものをしっかりと考えて、対応していただきたい、そのように思っているわけでございます。入居後の対応についてはどういうことを考えているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今回65歳以上の方がいる高齢者世帯が災害公営住宅への入居希望が高いというアンケート調査の意向もございましたが、いずれ先ほど出たコレクティブハウジングも含めてなんです、コミュニティーの中でどのような助け合いが逆に継続的にできるのか、維持管理も含めてそういったものを検討しないと、コレクティブハウジング

もそうですが高齢者対策というのはなかなか施策として打ち出せないのかなと考えてございます。その辺は福祉部門、今も仮設住宅の中でそういう同種の仮設住宅もございますので、その実績、検討等も踏まえて考えていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 各地でいろいろな災害がありまして、災害後に公営住宅なり高台移転なりなされた結果、いろいろな例が出ておりますので、その辺は十分承知のことだろうとは思いますが、十分その辺も参考にしながら、高齢者あるいは生活弱者への支援というものをしっかりやっていただきたい、そのように思っております。

それから、応急仮設住宅の恒久住宅化も検討しているようでございますが、現在58団地あるわけでございますが、どの程度ぐらい恒久化ができるのか、またどれくらいを想定しているのか、その辺どうですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 応急仮設住宅の恒久化については、ほとんどが県で整備した住宅ではございますけれども、町で整備した住宅がございます。その利活用という部分で計画に掲げたところでございまして、その世帯数部分が対象となってくるということでございますが、いずれ土地の所有者の関係もございますので、そういった面、どこまでクリアできるか今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 先ほども出ておりましたが、仮設住宅は狭いということでございますので、これを恒久住宅に変える際は、処遇といたしますか、面積あるいは家賃は今計画しているものと同じような方向で考えているのか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 新しく建てます災害公営住宅とは基本的には家賃算定の考え方は同じでございます。法にのっとり計算をさせていただきたいと思えます。ただ、まずもって違いますのは、入居時点で建ててから一定の期間が経過している住宅であるということ、それと仮設住宅と1つ際立って違うのは面積、そういったものも違いますので、当然新しい仮設住宅よりは一定の期間経過しているということで少し安くはなると思えますし、逆にいいますと今の状況に入るとなれば本設の災害公営住宅よりは面積が小さいという状況もございますので、そういった中で規模係数であるとか、そういった数値が下がってきますので、最終的には新しく建てる災害公営住宅よりは安価になるものだと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今まで住んできたのをこれから恒久化するという事は、恐らく基礎からやり直すだろうと思うんですが、いずれにしても使用してきた、人が入ったというか、そういう住宅でありますので、やはり入る人はそれだけの何か違和感みたいなものも持つのだろうと思いますが、その辺あたりはやはり家賃を低くしてカバーして入っていただくと。またそのほかにも、それなりの優遇というところちょっとおかしいかもしれませんが、やはり中古であるのでそれなりの対応をするべきだろうと、そう思います。

それから、住宅建設の発注方法はさまざまあるようでございますが、いわゆる元請から下請に発注されるわけでございますが、この間に通常だと何社ぐらい間に入るのか。

それから、現にあるわけでございますが、仮設住宅が完成しても元請から下請への支払いが滞っていると、そういう実態もあるようでございますので、発注する際にこういうことが起きないように十分指導なり注意なりしていただきたいと思うわけでございます。

いずれにしても、希望者全員が願っているのは早く、そして安くやってもらいたいということでございますので、整備方針から大きく外れることのないように一層頑張ってもらいたいと思います。

次に、個別移転者への町独自の支援、先ほど答弁ありましたが、私は個人移転者への支援、前者は公営住宅の支援というような、ちょっと質問が違っているわけでございますが、このことについては大分前から申し上げておりましたところ、ようやく我が町でも出たわけでございます。ほかの市町村の例を見ますと、もう少し何とかできないのかなと、もう少し頑張らって支援はできないのかなと、そう感じた次第でございますが、もう少し何とかありませんかね、町長。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回高橋議員の町独自の支援という質問に答弁をさせていただきましたが、すべて町の一般財源でございまして、トータルしますとおよそ4億5,000万円を今回の町独自の支援として使わせていただいておりますので、町の財政状況等を踏まえまして我々としても大変厳しい状況の中ではありますが、とにかく精いっぱい我々のやれるところということでご提示させていただきましたので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 他の例を挙げると余りよくないんですが、女川町あたりは町内で土地を取得して建てる場合は200万円、家のみの建てかえは150万円、土地を含む中古住宅

取得は100万円と、いろいろあるわけですが、その市町村の台所事情もいろいろあると思いますが、やはりもう少し頑張っていたきたいなど。と申しますのは、個人で移転する方々の自立再建を強く町が後押しをしてやることによりまして、これが多分南三陸町の近い将来の発展につながるのではなかろうかと。個人で移転するという方々は、一定の評価をしますとそれだけの力といいいますか、持っているわけですから、その方々は自立が早いのではないかなと、そう思います。これまでの国の補助を初めいろいろな補助内容を見ておきますと、個人に対しては全く薄いんですよ。物資の果てから。でも、そういう悪条件の中でも個人で再建するんだということで頑張っているわけですから、ぜひ県、国の手の届かないところを町が後押ししてやると、そういう意味でもう少し頑張っていたければいいのかなと。町の懐が苦しいところも十分承知しておりますが、今状況が状況ですので、もう少し頑張っていたきたいなど、そう思います。これに対しては今答弁いただきましたので、答弁はいいわけですが、何とかもう少し考えていただけるようお願いしたいと思います。

次に、これから公営住宅の建設あるいは高台への個人移転あるいは防集、いろいろ住宅建設のラッシュが出てくるんだろうと思いますが、今中央で増税のことについていろいろと意見が分かれ、審議中ではありますが、今の段階では2014年に消費税が8%、2015年には10%の予定であると。スケジュールどおりに増税が始まりますと、税金が倍になってのしかかってくると。よく人生最高の買い物は住宅であると言われてきたわけですが、通常の中での買い物であれば、重いながらもやっていくんだろうと思いますが、今こういう状況で何もかもすべて失った中でさらに上乘せが決まると、とんでもなく被災者は痛手をこうむるわけですから。これは中央陳情の際にも個人の意見としてお願いといいいますか、申し上げてはきたところですが。けさの新聞に県知事の考え方も載っておりましたが、やはり被災地への何らかの措置を講じてもらいたいと。いわゆる特例です。税金軽減になるわけですが、これをやはり町長ひとつまた踏ん張っていただいて、県、国に働きかけて、実現になるようにやっていただきたいと思っているんですが、どうですか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 消費税の増税については3党合意という形の中で、そういう方向で今国としては動いているということはお承知のとおりだと思います。ある意味後世に負担を残さない、そういう方向の中では税収をどこに求めるかということの議論だと認識をいたしてございます。しかしながら反面、被災した地域にとって、住宅再建は特にそうなんですが、

消費税が上がれば当然負担も大きくなっていくということがございますので、これからいろいろ詳細について詰めてくるんだと思いますが、いずれにしましても低所得者対策をどうするのか、あるいは非課税品目をどうするのか、あるいは今言ったように被災地に対しての軽減策をどうするのかということについては、これからいろいろ議論があると思います。そういった中において、これは県ということではなくて国の問題でございますので、そちらのほうに我々としても町村会という形の中でお願いをせざるを得ないだろうと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今、増税するほうにとってはタイミングがいいのか、されるほうにとってはとても被災地はタイミングが悪いという状況の中で、増税がスケジュールどおりに始まりますと、いわゆる再建にブレーキがかかるのかなという懸念もあるわけです。今おっしゃるとおり、ぜひそれが実現になるように進めていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、緊急避難施設と避難道路の整備ということでございますが、この事業に関して総事業費として8億円ほど見込んでいますようでございますが、この計画の中身はもうでき上がっているのか。もしでき上がっているとすればどういう中身なのかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、この件につきましては各地区の復興計画をそれぞれつくってまいります。そういった中で、それぞれの地域に避難道がどうあるべきかということも含めて、避難塔は多分地域的には限られてくると思います。5分あるいは500メートルということになりますので、浜々は高台がすぐ近いということもございますので、ある意味そういった整備等については限られた地域になってくるだろうと思います。いずれ避難路は大変重要だと思いますので、これは危機管理課長のほうから答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 緊急避難施設の整備につきまして、時間的には5分、距離的には500メートルということで、避難指定場所からの距離をカバーできない場合につきましては避難施設をつくるということで、今後の復興計画とあわせてこの辺の箇所でありましてか場所等を特定するような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） これもこれからなんだろうと思います。ただ、期間は来年から27年度までという計画年数のようでございますが、今回の教訓といいますかそういうものが整ってい

れば大分助かった人もいたのかなと、そう思っているわけでございます。災害はきょうにもあしたにも来る可能性は十分あるわけですので、こういうものは一日も早く整備するべきであらうと。いろいろなまちづくりの兼ね合いもあるようですが、やはりこういうものは早く整備したほうがいいと思います。

それで、民間の建物を緊急避難施設に指定すると、このように資料の中にあるわけですが、この建物は何メートルの津波を想定して、どの程度の高さの建物を指定するように考えているのか。それと収容能力といいますか、この辺。まずもってこの2つ。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 想定される津波の規模でございますけれども、今回襲来しましたマックス級のものがございますので、南三陸町で測定しました林地区で23.9メートルとかという実態の数値がございます。このような数値を踏まえまして、襲来高を設定する必要があるのかなというふうに考えてございます。

それから、全体的に市街地につきまして地盤沈下等もある状況でございます。総体的な盛り土、客土等が行われますので、その辺で立地する建物の状況を見ながら、民間等の施設につきましても整備状況を見ながら進めていくという形になろうかと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そうすると、事業期間は25年度から27年度と定めているようでございますが、ちょっとこれは延びていくのかなと、そう感じるわけです。現実にその程度の建物が適地に建つか建たないかというのはそれはわからないわけですので、それにまだ防災計画も完成していませんよね。その中で防災計画との関係というのも出てくるのではなかろうかなと思うわけです。どの程度中央の防災計画が進んでいるかは私にはわかりませんが、いずれにしても早く避難施設を確保するべきだろうと思っておりますので、早く進むように頑張っていただきたいなと思っております。

また、避難塔についても大分前に触れておったんですけれども、これも恐らくまだ位置とか何塔いるのか、あるいは高さ、収容人員、これらもまだ恐らく定まっていないうらうと思っておりますが、何しろ見込みですが予算を計上しているわけでございますので、計画を立てているのでありますので、計画から大きくずれ込まないように進めるべきだろうと思っております。この避難塔を設置しているところがこの辺にあると私聞いているんですが、そういう情報はありますか。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） まず、地域防災計画の話が出ましたので、こちらのほうから初めにお答え申し上げたいと思います。

本年度、地域防災計画につきましては3項目に分けて、災害の検証、警戒避難マニュアルの策定、初期初動マニュアルの策定ということで、本年度計画を策定することで準備を進めておるところでございます。

それからもう1点の具体的な避難棟の計画でございますけれども、ほかの町村も同じだと思いますけれども、まちづくりの計画に沿った形の中で避難棟を準備するというふうなことで考えておられると思われまます。県の説明におきましても、基本的には徒歩で避難をするということで全面的な指示がございますので、その辺で5分とか500メートルの基準でラインを引いた段階での対応になろうかと思われまますので、まだ具体的に進んでいるところはないと思われまますので、その辺で計画の状況を見ながら策定をしてまいりたいと考えてございませす。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） どこにもないというのであれば、ぜひ我が町南三陸町が一番先につくり上げるといふようなことで進めていっていただきたい、そのように思ひませす。

それで、避難の道路でございますが、これも今年度から27年度まで14億円ということでありませす、今回の震災で大変国県道、町道が流出、破壊されまして、孤島になった地域が大分あるようございませす。その際、山道を大分人の手で切り開いて、物資の輸送あるいは病人の搬送、あるいは不明者の捜索に大いに利用したわけございませす、そういう道路が各地に何カ所かあると思ひませす。そういう道路を災害に備えて早く整備するべきであろうと思ひませす。これはやはり所有者の関係も難しいところがあるようございませす、各地の道路を常にいつでも使えるような体制で整備していかなければならぬものと思ひませすので、これも緊急避難ですから、いつ緊急事態になるかわかりませすので、できるだけ早く整備をしていただきたい。

それから、皆さんご存じのことだろろうと思ひませす、民間企業と地元住民に整備された未来道という道路もあるようございませす、これも大分活躍した道路でありませして、今の段階では整備するにはいろいろな難しいところもあるようございませす、将来的にはこれも整備をして、そしてできれば町道に格上げといふような、多少今の状況では時間がかかろろうかと思ひませす、そういう方向で進めていったらいいのではないかなと考へておひませす、この2点、どのように考へているか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 避難道の件につきましては、先ほど答弁でお話ししましたように基本的に必要な道路であるということは間違いのないことですので、どこの場所、どこの場所ということではなくて、南三陸町全体としてどういうふうな避難道をつくっていけばいいのかということについては先ほどもお話ししましたように計画的に進めるしかないと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今回質問した中ではこれから計画が大分あるようございますが、これから計画するわけですので、研究に研究を重ねた計画を練り上げて、本当のスピード感を持ってすべての事業に当たっていただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で高橋兼次君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明20日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明20日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時05分 延会